

## 農地転用許可申請書を提出するにあたって

- 農地転用許可申請書の提出に際しては、必ず「事前に」農業委員会事務局へ相談してください。
- 来庁相談の際は、以下の点について整理・準備をしてください。
  - 転用したい農地に関する基礎情報（所在地、所有者、具体的な場所、現在の状況 など）
  - 事業の概要がわかる資料（土地利用計画図の案 など）

## 農地法第4条、5条許可申請書の添付書類一覧

農業委員会案件（40,000㎡以下の場合）

提出部数：1部

※40,000㎡を超える場合を除く（正本・副本必要）

チェック	作成・添付の必要性	名称	概要	必要数
<input type="checkbox"/>	必須	農地法第4条許可申請書 農地法第5条許可申請書	第4条：自己が所有する農地を転用する場合 第5条：他者が所有する農地を転用する場合	1部
<input type="checkbox"/>	必須	事業計画書	様式例第8-34号	1部
<input type="checkbox"/>		土地の選定理由書・候補地の位置図	申請地の農地区分が第1種or第2種の場合 →他の候補地（複数）と比較し、当該地が妥当であるとした「代替性の検討」が必要	1部
<input type="checkbox"/>	必須	不動産登記簿の全部事項証明書	・申請書の日付から3ヶ月以内のもの ・乙区欄に記載が有る場合は「同意書」添付	1部
<input type="checkbox"/>	必須	公図	・申請書の日付から3ヶ月以内のもの	1部
<input type="checkbox"/>	必須	位置図	5万分の1ないし1万分の1程度の図面に朱書きで図示したもの	1部
<input type="checkbox"/>	必須	案内図	住宅地図の図面に朱書きで図示したもの	1部
<input type="checkbox"/>	必須	土地利用計画図	・縮尺は5百分の1ないし2千分の1程度 ・申請に係る土地に設置しようとする建物、その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面	1部
<input type="checkbox"/>		土地利用項目別の求積根拠資料	「事業計画書：⑤土地利用項目積算根拠」欄を「別紙参照」と記載した場合 →土地利用項目ごとの求積図（求積表含む）	1部
<input type="checkbox"/>		建築物の「平面図、配置図、立面図」	建築物を設置する場合	1部
<input type="checkbox"/>		法人の定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書	譲受人が法人の場合	1部
<input type="checkbox"/>	必須	資金の調達を証する書面	金融機関の融資証明書、預金残高証明書、予算議決書等（奥書証明）	1部
<input type="checkbox"/>	必須	支出の根拠を証する書類	建築・造成等に係る費用の分かる書類 →見積書、契約書 等	1部
<input type="checkbox"/>		土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の区域内にある場合 →「区域内」で「地目が畑」の場合は、改良区との協議のみでも可	1部
<input type="checkbox"/>		農用地区域から除外した旨の通知書	・農振除外の手続きは農政課が窓口 ・除外申請の受付回数が年間2回	1部
<input type="checkbox"/>	必須	事前協議の写し及び回答書	都市計画法に基づく開発許可の事前協議	1部
<input type="checkbox"/>		開発許可本申請の許可書の写し	都市計画法に基づく開発許可本申請	1部
<input type="checkbox"/>		「道水路の占有」の場合は、関係機関との協議・許可書等を行い、関係する書類		1部
<input type="checkbox"/>		相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は取りやめ届出書		1部
<input type="checkbox"/>	注意	譲渡人が経営移譲年金を受給している場合は年金停止するので注意		—

### 【農地転用許可申請書の受付につきましては以下の点にご留意ください】

- ・受付にあたっては毎月5日（土、日、祝日等に当たるときは、その翌日）を期限とし、期限日と同月に開催する総会にて諮られます。
- ・申請書の記載内容や添付書類に不備があると、「仮に期限までの提出であった場合でも『書類不備』として受付出来ない場合がありますので、申請手続きは時間に余裕を持って実施してください。
- ・5日までに受付出来なかった場合は、翌月以降の総会議案として扱われます。